

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第9期第3四半期
(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 株式会社ドリームインキュベータ

【英訳名】 Dream Incubator Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 堀 紘一

【本店の所在の場所】 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

【電話番号】 (03)5773 8700

【事務連絡者氏名】 経営管理本部長 伊藤 光茂

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

【電話番号】 (03)5773 8700

【事務連絡者氏名】 経営管理本部長 伊藤 光茂

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第9期 第3四半期 連結累計期間	第9期 第3四半期 連結会計期間	第8期
会計期間		自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高	(千円)	2,027,104	330,850	1,946,404
経常損失()	(千円)	1,319,625	1,067,328	1,331,865
四半期(当期)純損失()	(千円)	1,572,807	1,274,608	1,477,969
純資産額	(千円)	-	7,006,417	9,048,882
総資産額	(千円)	-	7,077,853	10,092,308
1株当たり純資産額	(円)	-	73,273.39	94,847.77
1株当たり四半期(当期)純損失()	(円)	16,490.08	13,363.62	15,317.50
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	-	98.7	89.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	322,116	-	2,547,289
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	272,893	-	943,223
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	901,196	-	369,274
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	-	1,008,183	1,335,412
従業員数	(名)	-	71	69

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）の事業内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、当社の連結子会社であるDI 1号投資事業組合は解散いたしました。同社の解散が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	71 (2)
---------	-----------

(注) 従業員は就業人員であり、臨時雇用者は()内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(名)	70 (1)
---------	-----------

(注) 従業員は就業人員であり、臨時雇用者は()内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績は次のとおりであります。

なお、営業投資事業につきましては、受注という概念がございませんので記載しておりません。

区分	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
	金額(千円)
コンサルティング事業	103,450
大企業	93,000
ベンチャービジネス	10,450
合計	103,450

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

区分	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
	金額(千円)
コンサルティング事業	302,723
大企業	268,575
ベンチャービジネス	34,148
営業投資事業	28,126
合計	330,850

(注) 1 上表金額には、消費税等は含まれておりません。

2 セグメント間取引については、相殺消去しております。

3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
株式会社コーセー	62,100	18.8
日本たばこ産業株式会社	57,475	17.4
三菱商事株式会社	45,000	13.6
昭和電工株式会社	40,000	12.1

(4) 投資実績

証券種類	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				第9期 第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)			
	投資実行高		期末投資残高		投資実行高		期末投資残高	
	金額 (千円)	会社数 (社)	金額 (千円)	会社数 (社)	金額 (千円)	会社数 (社)	金額 (千円)	会社数 (社)
株式	2,436,693	24	6,173,706	66	45,886	2	4,934,762	64
新株予約権等	-	9	0	31	-	3	-	33
合計	2,436,693	29	6,173,706	79	45,886	4	4,934,762	80

- (注) 1 新株予約権等は、当社コンサルティングサービスの対価として発行会社から無償で取得している場合がありますが、上表においては、その際の金額をゼロとし会社数のみを記載しております。
- 2 株式、新株予約権等を重複して投資を行っている会社があります。
- 3 時価のあるものについては、取得原価を記載しております。
- 4 上表には余剰資金の運用目的の有価証券及び投資有価証券は含まれておりません。
- 5 当社は、未公開時点では投資をしていなかったPost-IPO企業の株式をIPO後に取得する場合がありますが、上表には当該投資金額及び会社数は含まれておりません。
- 6 期末において保有している新株予約権等を全て行使した場合の株式取得価額の総額は、以下の通りであります。

前連結会計年度	当第3四半期連結会計期間
879,280千円	999,198千円

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期においても新興市場の株式市況は依然として低迷し、またIPO市況も上場審査の厳格化・長期化により新規株式公開社数の減少傾向は止まらず、当社をとりまく経営環境は引き続き厳しい状況が継続いたしました。

このような環境の中、当社は、安定収益確保のため、大企業コンサルティングサービスを中心に既存顧客の継続案件受注強化に注力し、また、より付加価値の高いコンサルサービス提供のための人材育成に努めてまいりました。一方、先行き不透明な株式市況を勘案し、投資先の選定を厳格化等、営業投資活動を慎重に実施してまいりました。

しかしながら、予想を大きく上回る株式市況の低迷により、営業投資有価証券の評価損を多額に計上した結果、当第3四半期連結会計期間の業績は、売上高330,850千円、営業損失1,079,910千円、経常損失1,067,328千円、四半期純損失1,274,608千円となっております。

なお、当年度は四半期報告制度の適用初年度のため、前年同四半期との比較はしておりません。

コンサルティングサービス売上高

大企業向けコンサルティングサービスにつきましては、既存顧客を中心に継続案件受注に注力いたしました結果、当第3四半期連結会計期間に計上した売上高は268,575千円となりました。一方、ベンチャー向けコンサルティングサービスにつきましては、新株予約権を対価とするサービスの提供を中心にしているため、当第3四半期連結会計期間の売上高は、34,148千円にとどまっております。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間におけるコンサルティングサービス売上高は、302,723千円、営業利益は17,987千円となりました。

営業投資売上高

第3四半期連結会計期間における営業投資売上高は28,126千円を計上いたしました。その内訳は、上場有価証券の売却額18,930千円、未上場有価証券の売却額5,775千円、受取配当金の受取額3,421千円等であります。

しかしながら、株式市況の低迷により、営業投資有価証券の減損/引当金額は967,344千円を計上し、営業損失1,089,765千円となりました。

区分	第9期 第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
	金額(千円)	構成比(%)
コンサルティングサービス売上高	302,723	91.5
大企業	268,575	81.2
ベンチャービジネス	34,148	10.3
営業投資売上高	28,126	8.5
合計	330,850	100.0

(2)財政状態の分析

当第3四半期末における資産は7,077,853千円（前期末比3,014,455千円減）、負債は71,435千円（同971,990千円減）、純資産は7,006,417千円（同2,042,464千円減）となっております。前期末比での増減の主な理由は以下の2点であります。

資産及び負債の減少（短期借入金返済）

保有する営業投資有価証券の積極的な売却や余剰資金の目的で保有する有価証券の償還によって得た資金を短期借入金900,000千円の返済に充当し、流動資産および流動負債がそれぞれ同額減少しております。

資産及び純資産の減少（時価の変動及び四半期純損失の計上）

当四半期末における株式相場や為替相場の変動に伴い、評価・換算差額等が484,934千円減少したこと、また、四半期純損失1,572,807千円を計上したことにより、資産及び純資産がそれぞれ同額減少しております。

(3)キャッシュフローの状況

当第3四半期末の現金及び現金同等物（以下「資金」）は、第2四半期連結会計期間と比較して108,224千円減少し、1,008,183千円となりました。これを活動別に記載しますと、以下の通りであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、127,765千円の減少となりました。これは主に、当第3四半期連結会計期間において税金等調整前四半期純損失を1,273,639千円計上したためであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは58,676千円の増加となりました。これは主に、有価証券の償還60,000千円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは508千円の減少となりました。これは配当金の支払に508千円充当したためであります。

(4)研究活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	288,000
計	288,000

(注) 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業 協会名	内容
普通株式	95,379	95,379	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
計	95,379	95,379		

(注) 「提出日現在発行数(株)」には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく特別決議による新株予約権の状況
(平成12年6月26日臨時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	434.70個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)4 単元株制度を採用していないため、 単元株式数はありません。
新株予約権の目的となる株式の数	434.70株 (注)1、2、5、6
新株予約権の行使時の払込金額	5,562円(注)3、5、6
新株予約権の行使期間	平成14年6月27日から 平成22年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,562円 資本組入額 5,562円
新株予約権の行使の条件	(注)7、8
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の分を減じております。

2 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込額で新株を発行するときは、株式数は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

3 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込額で新株を発行するときは、発行価額は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4 平成12年12月29日付で50,000円額面株式を無額面株式に一斉転換いたしました。

5 平成13年2月9日付の株主割当増資により、株式数及び発行価額の調整が行われました。

6 平成14年1月28日開催の取締役会決議に基づき、平成14年2月13日をもって当社株式1株を6株に分割いたしました。これにより、株式数及び発行価額の調整が行われました。

7 新株予約権の喪失

被付与者は、次の各号に定める場合には、会社に対する新株予約権を喪失するものとする。

(1) 被付与者の辞任、退職、解雇、その他事由の如何を問わず、被付与者が会社の取締役又は使用人でなくなったとき。

(2) 被付与者が刑事事件において被疑者として逮捕・拘留されたとき、もしくは横領、業務上横領、その他の被付与者の背信行為により会社の信用を著しく損なった場合で、会社の取締役会において当該被付与者の新株予約権の喪失が決議されたとき。

(3) 被付与者が会社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

8 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成12年6月26日開催の臨時株主総会及び平成12年6月27日開催の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び使用人との間で締結した「新株引受権付与契約」に定められております。

新事業創出促進法第11条の5第2項及び旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく特別決議による新

株予約権の状況

(平成12年12月25日臨時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	3.51個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 4 単元株制度を採用していないため、 単元株式数はありません。
新株予約権の目的となる株式の数	0.86株 0.86株 0.93株 0.86株 (注) 1、2、5、6
新株予約権の行使時の払込金額	31,572円 (注) 3、5、6
新株予約権の行使期間	平成14年6月1日から 平成22年5月31日まで 平成14年12月27日から 平成22年12月24日まで 平成14年12月27日から 平成22年12月24日まで 平成14年12月27日から 平成22年12月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 31,572円 資本組入額 15,786円
新株予約権の行使の条件	(注) 7、8
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の分を減じております。

2 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、株式数は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

3 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、発行価額は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4 平成12年12月29日付で50,000円額面株式を無額面株式に一斉転換いたしました。

5 平成13年2月9日付の株主割当増資により、株式数及び発行価額の調整が行われました。

6 平成14年1月28日開催の取締役会決議に基づき、平成14年2月13日をもって当社株式1株を6株に分割いたしました。これにより、株式数及び発行価額の調整が行われました。

7 新株予約権の喪失

被付与者は、次の各号に定める場合には、会社に対する新株予約権を喪失するものとする。

- (1) 被付与者の辞任、退職、解雇、その他事由の如何を問わず、被付与者が会社の取締役又は使用人でなくなったとき。
 - (2) 被付与者が刑事事件において被疑者として逮捕・拘留されたとき、もしくは横領、業務上横領、その他の被付与者の背信行為により会社の信用を著しく損なった場合で、会社の取締役会において当該被付与者の新株予約権の喪失が決議されたとき。
 - (3) 被付与者が会社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
- 8 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成12年12月25日開催の臨時株主総会及び平成12年12月26日開催の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び使用人及び認定支援者との間で締結した「新株引受権付与契約」に定められております。

(平成13年6月18日臨時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	35.99個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していないため、 単元株式数はありません。
新株予約権の目的となる株式の数	35.99株 (注) 1、2、4
新株予約権の行使時の払込金額	216,667円 (注) 3、4
新株予約権の行使期間	平成16年6月18日から 平成23年6月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 216,667円 資本組入額 108,334円
新株予約権の行使の条件	(注) 5、6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の分を減じております。
2 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、株式数は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

- 3 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、発行価額は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 4 平成12年12月29日付で50,000円額面株式を無額面株式に一斉転換いたしました。
5 平成13年2月9日付の株主割当増資により、株式数及び発行価額の調整が行われました。
6 平成14年1月28日開催の取締役会決議に基づき、平成14年2月13日をもって当社株式1株を6株に分割いたしました。これにより、株式数及び発行価額の調整が行われました。
7 新株予約権の喪失
被付与者は、次の各号に定める場合には、会社に対する新株予約権を喪失するものとする。
(1) 被付与者の辞任、退職、解雇、その他事由の如何を問わず、被付与者が会社の取締役又は使用人でなくなったとき。
(2) 被付与者が刑事事件において被疑者として逮捕・拘留されたとき、もしくは横領、業務上横領、その他の被付与者の背信行為により会社の信用を著しく損なった場合で、会社の取締役会において当該被付与者の新株予約権の喪失が決議されたとき。
(3) 被付与者が会社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
8 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成13年6月18日開催の定時株主総会及び平成13年6月18日開催の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び使用人との間で締結した「新株引受権付与契約」に定められております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権の状況
(平成14年6月26日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	466個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していないため、 単元株式数はありません。
新株予約権の目的となる株式の数	69株 300株 25株 (注) 1、2 52株 20株
新株予約権の行使時の払込金額	164,000円 154,000円 154,000円 (注) 3 142,400円 142,400円
新株予約権の行使期間	平成17年6月27日から 平成24年6月26日まで 平成17年6月27日から 平成24年6月26日まで 平成17年4月15日から 平成24年6月26日まで 平成16年9月1日から 平成24年6月26日まで 平成17年4月15日から 平成24年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 164,000円 資本組入額 82,000円 発行価格 154,000円 資本組入額 77,000円 発行価格 142,400円 資本組入額 71,200円
新株予約権の行使の条件	(注) 4、5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の分を減じております。
2 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、株式数は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

- 3 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、発行価額は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4 新株予約権の喪失

被付与者は、次の各号に定める場合には、会社に対する新株予約権を喪失するものとする。

- (1) 被付与者の辞任、退職、解雇、その他事由の如何を問わず、被付与者が会社の取締役又は使用人でなくなったとき。
 - (2) 被付与者が刑事事件において被疑者として逮捕・拘留されたとき、もしくは横領、業務上横領、その他の被付与者の背信行為により会社の信用を著しく損なった場合で、会社の取締役会において当該被付与者の新株予約権の喪失が決議されたとき。
 - (3) 被付与者が会社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
- 5 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成14年6月26日開催の定時株主総会及び平成14年8月26日他開催の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び使用人との間で締結した「新株引受権付与契約」に定められております。

(平成15年6月19日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	1,612個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していないため、 単元株式数はありません。
新株予約権の目的となる株式の数	812株 (注) 1、2 800株
新株予約権の行使時の払込金額	211,000円 (注) 3 267,000円
新株予約権の行使期間	平成17年6月20日から 平成25年6月19日まで 平成19年3月1日から 平成25年6月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 211,000円 資本組入額 105,500円 発行価格 267,000円 資本組入額 133,500円
新株予約権の行使の条件	(注) 4、5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の分を減じております。
2 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込額で新株を発行するときは、株式数は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

- 3 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込額で新株を発行するときは、発行価額は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4 新株予約権の喪失

被付与者は、次の各号に定める場合には、会社に対する新株予約権を喪失するものとする。

- (1) 被付与者の辞任、退職、解雇、その他事由の如何を問わず、被付与者が会社の取締役又は使用人でなくなったとき。
 - (2) 被付与者が刑事事件において被疑者として逮捕・拘留されたとき、もしくは横領、業務上横領、その他の被付与者の背信行為により会社の信用を著しく損なった場合で、会社の取締役会において当該被付与者の新株予約権の喪失が決議されたとき。
 - (3) 被付与者が会社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
- 5 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成15年6月19日開催の定時株主総会及び平成16年2月2日開催の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び使用人との間で締結した「新株引受権付与契約書」に定められております。

(平成16年6月21日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	2,024個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していないため、 単元株式数はありません。
新株予約権の目的となる株式の数	2,024株 (注) 1, 2
新株予約権の行使時の払込金額	224,000円 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成18年6月22日から 平成26年6月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 224,000円 資本組入額 112,000円
新株予約権の行使の条件	(注) 4, 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の分を減じております。

2 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、株式数は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

3 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、発行価額は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4 新株予約権の喪失

被付与者は、次の各号に定める場合には、会社に対する新株予約権を喪失するものとする。

- (1) 被付与者の辞任、退職、解雇、その他事由の如何を問わず、被付与者が会社の取締役又は使用人でなくなったとき。
- (2) 被付与者が刑事事件において被疑者として逮捕・拘留されたとき、もしくは横領、業務上横領、その他の被付与者の背信行為により会社の信用を著しく損なった場合で、会社の取締役会において当該被付与者の新株予約権の喪失が決議されたとき。
- (3) 被付与者が会社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

5 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成16年6月21日開催の定時株主総会及び平成17年3月14日開催の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び使用人との間で締結した「新株引受権付与契約書」に定められております。

(平成17年6月20日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	2,176個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していないため、 単元株式数はありません。
新株予約権の目的となる株式の数	1,713株(注)1, 2 463株
新株予約権の行使時の払込金額	443,000円(注)3 579,000円
新株予約権の行使期間	平成19年6月21日から 平成27年6月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 443,000円 資本組入額 221,500円 発行価格 579,000円 資本組入額 289,500円
新株予約権の行使の条件	(注)4、5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の分を減じております。

2 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、株式数は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

3 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、発行価額は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4 新株予約権の喪失

被付与者は、次の各号に定める場合には、会社に対する新株予約権を喪失するものとする。

- (1) 被付与者の辞任、退職、解雇、その他事由の如何を問わず、被付与者が会社の取締役又は使用人でなくなったとき。
 - (2) 被付与者が刑事事件において被疑者として逮捕・拘留されたとき、もしくは横領、業務上横領、その他の被付与者の背信行為により会社の信用を著しく損なった場合で、会社の取締役会において当該被付与者の新株予約権の喪失が決議されたとき。
 - (3) 被付与者が会社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
- 5 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成17年6月20日開催の定時株主総会、平成17年9月12日及び平成18年4月28日開催の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び使用人との間で締結した「新株引受権付与契約書」に定められております。

会社法第236条の規定に基づく新株予約権の状況
(平成20年6月4日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	2,645個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を採用していないため、 単元株式数はありません。
新株予約権の目的となる株式の数	2,645株 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額	134,000円 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年6月21日から 平成30年6月4日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 134,000円 資本組入額 67,000円
新株予約権の行使の条件	(注) 4、5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

- (注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の分を減じています。
2 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的たる株式の数につき調整を行い、調整により生じる1株未満の株式は切り捨てる。

$$\text{調整後新株数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権の発行日以降、当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行する場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とし、その詳細な譲渡条件についても取締役会の決議によるものとする。
- (4) その他の行使の条件については、新株予約権発行を決議する取締役会の決定に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるものとする。

5 新株予約権の取得事由

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき当社株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社は当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が上記4に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。

6 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社になる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約書、新設合併契約書、吸収分割契約書、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	-	95,379	-	4,613,182	-	4,653,082

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間末における大株主の状況は以下となっております。

平成20年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
堀 紘一	東京都渋谷区	16,997	17.8
古谷 昇	東京都渋谷区	6,097	6.4
井上 猛	東京都世田谷区	5,347	5.6
オリックス株式会社	東京都港区浜松町2丁目4-1	4,682	4.9
山川 隆義	東京都世田谷区	2,857	3.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,507	2.6
宮内 義彦	東京都品川区	1,925	2.0
筒井 敬三	東京都目黒区	1,600	1.7
出井 伸之	東京都品川区	1,300	1.4
株式会社エヌ・ティ・ティドコモ	東京千代田区永田町2丁目11-1	1,100	1.2
計		44,412	46.6

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 95,379	95,379	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	95,379		
総株主の議決権		95,379	

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5株(議決権5個)含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	平成20年5月	平成20年6月	平成20年7月	平成20年8月	平成20年9月	平成20年10月	平成20年11月	平成20年12月
最高(円)	91,700	183,000	162,000	152,000	131,000	86,000	79,500	74,200	64,000
最低(円)	68,500	91,800	129,000	101,900	80,200	65,500	50,400	54,400	54,500

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,008,183	1,335,412
売掛金	233,110	188,980
営業投資有価証券	4,830,494	6,958,231
投資損失引当金	30,281	100,241
有価証券	453,572	781,280
短期貸付金	30,000	-
未収還付法人税等	26,023	58,743
その他	53,571	29,418
貸倒引当金	215,000	-
流動資産合計	6,389,674	9,251,825
固定資産		
有形固定資産	40,911	48,258
無形固定資産	3,451	4,163
投資その他の資産		
投資有価証券	497,131	649,693
長期貸付金	73,900	73,900
その他	108,234	99,917
貸倒引当金	35,450	35,450
投資その他の資産合計	643,815	788,061
固定資産合計	688,178	840,483
資産合計	7,077,853	10,092,308

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	20,864	54,645
短期借入金	-	900,000
未払法人税等	11,765	-
前受金	4,333	56,541
その他	34,471	32,239
流動負債合計	71,435	1,043,426
負債合計	71,435	1,043,426
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,613,182	4,613,182
資本剰余金	4,796,069	4,796,069
利益剰余金	1,338,533	234,274
株主資本合計	8,070,718	9,643,526
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,021,114	557,219
為替換算調整勘定	60,861	39,821
評価・換算差額等合計	1,081,975	597,040
新株予約権	15,533	-
少数株主持分	2,141	2,397
純資産合計	7,006,417	9,048,882
負債純資産合計	7,077,853	10,092,308

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	
コンサルティングサービス売上高	937,935
営業投資売上高	1,089,169
売上高合計	2,027,104
売上原価	
コンサルティングサービス売上原価	535,131
営業投資売上原価	1 2,292,243
売上原価合計	2,827,374
売上総損失()	800,270
販売費及び一般管理費	2 563,331
営業損失()	1,363,601
営業外収益	
受取利息	77,620
為替差益	1,289
その他	3,445
営業外収益合計	82,355
営業外費用	
支払利息	3,178
有価証券運用損益	16,141
出資持分損失	3,985
貸倒引当金繰入額	15,000
その他	75
営業外費用合計	38,380
経常損失()	1,319,625
特別損失	
投資有価証券評価損	45,074
貸倒引当金繰入額	200,000
特別損失合計	245,074
税金等調整前四半期純損失()	1,564,700
法人税、住民税及び事業税	8,150
少数株主損失()	43
四半期純損失()	1,572,807

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	
コンサルティングサービス売上高	302,723
営業投資売上高	28,126
売上高合計	330,850
売上原価	
コンサルティングサービス売上原価	181,207
営業投資売上原価	1,048,944 ¹
売上原価合計	1,230,152
売上総損失()	899,302
販売費及び一般管理費	180,608 ²
営業損失()	1,079,910
営業外収益	
受取利息	25,934
為替差益	185
その他	63
営業外収益合計	26,182
営業外費用	
有価証券運用損益	7,308
出資持分損失	6,252
その他	39
営業外費用合計	13,600
経常損失()	1,067,328
特別損失	
投資有価証券評価損	6,311
貸倒引当金繰入額	200,000
特別損失合計	206,311
税金等調整前四半期純損失()	1,273,639
法人税、住民税及び事業税	967
少数株主利益	1
四半期純損失()	1,274,608

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	1,564,700
減価償却費	8,224
投資損失引当金の増減額(は減少)	69,960
貸倒引当金の増減額(は減少)	215,000
株式報酬費用	15,533
受取利息	77,620
支払利息	3,178
有価証券運用損益(は益)	16,141
投資有価証券評価損益(は益)	45,074
営業投資有価証券の増減額(は増加)	1,767,344
売上債権の増減額(は増加)	44,130
未払金の増減額(は減少)	32,536
前受金の増減額(は減少)	52,207
その他	571
小計	229,912
利息及び配当金の受取額	52,339
利息の支払額	1,409
法人税等の還付額	58,743
法人税等の支払額	17,469
営業活動によるキャッシュ・フロー	322,116
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	303
有価証券の運用収支	51,567
有価証券の償還による収入	260,000
敷金の差入による支出	9,591
敷金の回収による収入	1,220
短期貸付金の増減額(は増加)	30,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	272,893
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	900,000
配当金の支払額	1,160
その他	35
財務活動によるキャッシュ・フロー	901,196
現金及び現金同等物に係る換算差額	21,042
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	327,229
現金及び現金同等物の期首残高	1,335,412
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,008,183

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

(1)連結の範囲の変更

第2四半期連結会計期間から、新たに設立した株式会社DIインベストメントパートナーズを連結の範囲に含めております。また、当社の連結子会社であったDI1号投資事業組合は、平成20年10月31日付で解散したため、連結の範囲から除外しております。

(2)連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取り扱いの適用

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年5月17日実務対応報告第18号)を第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これによる損益に与える影響及びセグメントに与える影響は軽微であります。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

(1)固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

(2)繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 87,806千円	有形固定資産の減価償却累計額 80,304千円

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1 営業投資売上原価 売上原価の中には、営業投資有価証券評価損1,583,178千円、投資損失引当金戻入額69,960千円が含まれております。
2 販売費及び一般管理費のうち主要なものは以下のとおりであります。 役員報酬 62,823千円 給与 166,019千円 地代家賃 81,397千円 業務委託費 42,177千円

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1 営業投資売上原価 売上原価の中には、営業投資有価証券評価損1,027,344千円、投資損失引当金戻入額60,000千円が含まれております。
2 販売費及び一般管理費のうち主要なものは以下のとおりであります 役員報酬 20,941千円 給与 55,583千円 地代家賃 28,459千円 業務委託費 9,103千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成20年12月31日現在)
現金及び預金 1,008,183千円
現金及び現金同等物 1,008,183千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	95,379

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社 15,533千円

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成20年12月31日）

時価のある満期保有目的の債券及びその他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が見られます。

1．満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

2．その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(千円)	四半期連結貸借対照表 計上額(千円)	差額(千円)
株式	1,485,723	1,030,429	455,293
投資信託受益証券	500,000	306,033	193,966
合計	1,985,723	1,336,463	649,260

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	営業投資事業 (千円)	コンサルティング 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社(千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	28,126	302,723	330,850		330,850
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	28,126	302,723	330,850		330,850
営業利益又は営業損失()	1,089,765	17,987	1,071,777	(8,132)	1,079,910

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	営業投資事業 (千円)	コンサルティング 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社(千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,089,169	937,935	2,027,104		2,027,104
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	1,089,169	937,935	2,027,104		2,027,104
営業利益又は営業損失()	1,439,920	98,478	1,341,442	(22,159)	1,363,601

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 営業投資事業・・・株式会社等への投資事業

(2) コンサルティング事業・・・ベンチャービジネス及び大企業向けの経営コンサルティング事業

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

本邦の売上高の金額は、全セグメントの売上高の合計額に占める割合が90%超であるため、記載を省略しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 73,273.39円	1株当たり純資産額 94,847.77円

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失 16,490.08円	1株当たり四半期純損失 13,363.62円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しているものの、1株当たり四半期純損失のため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しているものの、1株当たり四半期純損失のため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	1,572,807	1,274,608
普通株式に係る四半期純損失(千円)	1,572,807	1,274,608
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	95,379	95,379
四半期純利益調整額(千円)	-	-
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(株)	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	新株予約権 1.株主総会の特別決議日 平成20年6月4日 2.新株予約権の数 2,645個	新株予約権 1.株主総会の特別決議日 平成20年6月4日 2.新株予約権の数 2,645個

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月13日

株式会社ドリームインキュベータ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀨尾 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上林 敏子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ドリームインキュベータの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ドリームインキュベータ及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。